

【公表】

整理番号	1
契約番号	6農振財契第20号
件名	トウキョウX(TOKYO X)プロモーション業務委託
履行場所	公益財団法人東京都農林水産振興財団が指定する場所
概要	別紙仕様書のとおり
履行期間	契約確定の日の翌日から令和7年3月31日まで
契約方式	希望制プロポーザル方式
希望申出要件	別紙「実施要領」に記載のとおり
希望申出期間	令和6年4月12日(金)から令和6年4月19日(金)まで(郵送「可」、但し期間内必着) 午前10時から午後5時まで(正午～午後1時は除く) ※ただし、最終日は正午まで
希望申出場所	〒190-0013 東京都立川市富士見町3-8-1 公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課 契約担当
希望申出時の提出書類	以下の書類を郵送又は持参してください。
	(1)企画提案参加希望票〔様式1〕(必要事項を記入・押印)
	(2)会社概要・実績一覧表〔様式2〕(必要事項を記入)
	(3)①東京都物品買入等入札参加資格があり、営業種目120「催事関係業務」又は115「広告代理」に登録があり、「A」等級に格付けされている場合は、東京都の「令和5・6年度物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票」の写し及び「令和5・6年度競争入札参加資格審査結果通知書(物品等)」の写し ②過去3か年以内に同種の取組を含む広告の運営実績を有する場合は、契約実績を証明するものの写し(契約書・請書など契約期間、金額、契約相手先が分かるページの写しなど)
指名通知	令和6年4月25日(木) ※指名する方のみに通知します。
質問受付期間	令和6年4月25日(木)から令和6年5月2日(木)正午まで
企画提案書提出期限	令和6年5月15日(水)午後5時まで【必着・厳守】
プレゼンテーション審査	日時 令和6年5月21日(火)の指定する時間 ※時間は別途連絡 場所 公益財団法人東京都農林水産振興財団立川庁舎(東京都立川市富士見町3-8-1)
選定結果通知	令和6年5月23日(木)
備考	(1) 指名業者の選定については、当財団指名業者選定基準によります。 (東京都物品買入れ等指名競争入札参加指名基準に準じます)。 (2) 希望票の提出があっても、必ずしも指名されとは限りません。 (3) 申込書類に不備がある場合、失格になることがあります。 (4) 関係する会社に該当する場合(親会社と子会社の関係にある場合、親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合、役員の兼任等がある場合)には、同一案件に参加することができません。 (5) 審査結果(受託者の名称、契約金額等)は当財団HPで後日公表します。予めご了承ください。
契約担当	公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課 契約担当 電話 042-528-0721
事業担当	公益財団法人東京都農林水産振興財団 事業課 青梅畜産センター 電話 0428-31-2171 Email x-promo@tdfaff.com

仕 様 書

1 件名

トウキョウX(TOKYO X)プロモーション業務委託

2 履行期間

契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで

3 履行場所

公益財団法人東京都農林水産振興財団(以下、「財団」という。)が指定する場所

4 目的

トウキョウXは平成9年に東京都畜産試験場が開発した系統豚であり、現在は財団が系統維持および種豚の生産供給を行っている。生産農家はこの種豚をもとにブランド豚肉TOKYO Xを生産し、指定の流通業者がこれを流通・販売している(系統豚トウキョウ X から生産された豚肉ブランドを TOKYO X という)。

令和2年度には財団再編整備により豚舎を移設し、種豚供給力の強化が図られている。加えて令和3年度には流通業者の複数体制が確立し、TOKYO Xの需要は一層高まっている。

一方で令和3年度の調査により生産増頭を目指すうえでの生産農家不足が示唆され、開発以降数々のメディア媒体に取り上げられ脚光を浴びてきたトウキョウXであるが、新規生産農家獲得のためのより一層のブランディングが必要とされている。

また同調査では特に若年層における認知度の低さが指摘されており、特に 20～30 代の一般消費者へのプロモーションも必要とされている。

本事業を通じ、トウキョウ X の魅力や価値を広く情報発信し、魅力や価値を共有することにより、生産農家の新規獲得及び若年層を中心とした一般消費者の認知向上を図る。

5 委託内容

- (1)養豚専門雑誌等への広告掲載
- (2)プロモーション動画制作および情報発信
- (3)効果検証調査の実施

※委託内容の詳細は「別紙1」のとおり

6 履行体制

(1) 業務体制

契約締結後速やかに受託業務を履行するために必要な人員を確保するとともに、業務

履行にあたり緊急の事案が発生した場合等には、休日でも速やかな対応ができるよう連絡体制を整えること。

(2) 事業責任者・副責任者の配置

委託事業全般を統括する事業責任者を配置して、本委託の履行に必要なプロジェクト管理を行うこと。事業責任者は農業関係のプロモーションに関与した実績を有する者であり、また、本事業内容に精通し、財団、東京都及び関係機関、生産者・事業者等との連絡調整、事業の進捗管理、報告ができる者とする。また、事業責任者を補佐し、事業責任者が不在の際は業務を代行する副責任者を配置すること。

(3) 実施計画書の策定

受託者は、契約締結後、速やかに財団と協議のうえ全体構成を決定するとともに、次の内容を記載した「実施計画書」を作成し、速やかに提出すること。

- ・全体詳細スケジュール工程
- ・本委託における業務の進め方
- ・履行体制、役割分担
- ・情報セキュリティ及び個人情報管理体制

(4) 定期的な報告

専門雑誌等への広告掲載、プロモーション動画制作、情報発信、効果検証調査などに関する実務的な打合せを行うため、定例会議を週1回程度実施し、事業の進捗状況を財団に報告すること。参加メンバーは、原則として、財団、受託者(再委託先を含む)、その他関係者とする。開催方法は Zoom 等の web ミーティングとすることを妨げないが、調査報告など対面で実施した方が良いと思われる場合や、財団が指示する場合は財団青梅庁舎(東京都青梅市新町6-7-1)にて実施すること。その際の交通費等の経費に関しては委託費に含めること。

7 納品物等

本委託における書類等は、仕様書の各項目に準じるほか次のとおりとし、原則として、紙媒体1部及び電子媒体(Microsoft Word 形式、Excel 形式又は PowerPoint 形式と PDF 形式)を CD-R 等に保存のうえ、適宜提出すること。

- (1) 実施報告書(実施内容や実績が分かる記録データ、資料、実施結果の分析評価等)
- (2) 効果検証調査報告書及び概要版
- (3) 関係機関への届出や申請書類等がある場合は、その写し
- (4) その他、財団が必要と認めた事項

なお、(2)の効果検証調査報告書は製本すること。

8 著作権

- (1) 本委託においては、著作権の取扱いに十分注意すること。
- (2) 本委託にかかる著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条の権

利を含む。)は、財団に帰属するものとする。

- (3) 本委託により得られる著作物の著作権者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は本委託に関与した者について著作権を主張させず、著作権者人格権についても行使させないことを約するものとする。
- (4) 本委託において受託者は再委託先に対し、全ての成果物の著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。)の譲渡を事前に受けること、ならびに再委託先が成果物の著作権者人格権を行使しないことを含む契約書を取り交わすこと。
- (5) 本委託において使用する映像、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合に第三者との間で発生した著作権、肖像権、その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。
- (6) 本委託において、第三者の著作権等の権利に抵触した場合は、受託者の責任と費用をもって適正に処理すること。
- (7) 本委託において使用する映像、写真、原稿については、事前の受託者からの承諾なしに、別途財団や東京都が発行する印刷発行物や、財団や東京都が行う事業活動において使用することがある。
- (8) 上記(1)から(7)までの規定は、第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任を負うこと。
- (9) プロモーション動画等の制作にあたっては、第三者の著作権の侵害、名誉き損等が生ずることがないように留意し、公表されている著作物を引用する際には、必ず出典を明記すること。

9 支払方法

本委託にかかる支払は、履行完了後に実施する完了検査に合格した後、受託者から適法な請求書を受理した日から 30 日以内に一括して支払うものとする。

10 環境により良い自動車の利用について

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守すること。

- (1) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成 12 年東京都条例第 215 号)第 37 条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成 4 年法律第 70 号)の対策地域内で登録可能な自動車であること。

なお、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

11 その他

- (1) 本業務の履行にあたり、別紙2「東京都グリーン購入推進方針」を準拠すること。
- (2) 本業務の履行にあたり、個人情報の取扱い、別紙3「個人情報に関する特記事項」によること。
- (3) データ入力などの電子情報処理にあたっては、別紙4「電子情報処理委託に係る標準特記仕様書」を遵守すること。
- (4) 受託者は、電子情報の取扱いに関して、東京都サイバーセキュリティ基本方針(平成 27 年 10 月 27 日改正)及び東京都サイバーセキュリティ対策基準(平成 28 年 3 月 30 日改正)と同様の基準での情報セキュリティを確保すること。
なお、受託者が情報セキュリティを確保することができなかったことにより、財団が損害を被った場合には、財団は受託者に損害賠償を請求することができる。財団が請求する損害賠償額は、財団が実際に被った被害額とする。
- (5) 受託者は、本業務の履行にあたり知り得た情報を本契約以外の目的で利用し、または第三者に提供してはならない。契約終了後もまた同様とする。
- (6) 本業務の履行にあたり生じた苦情・トラブル等の処理については、原則、受託者が責任をもって誠実に対応すること。対応にあたっては、財団と協議を行い、解決に努めること。
- (7) 受託者は、本業務の履行にあたり不正な行為や財団の信頼を損ねる行為など、信用失墜行為を行ってはならない。
- (8) 契約解除等に伴って発生する受託者間の業務引継ぎに関しては、財団の指示に従い、すべての情報(データ等)を速やかに新規受託者に提供すること。また、その後の運営に支障をきたさないよう留意すること
- (9) 受託者は、業務内容の一部を再委託する場合には、事前に再委託に係る書類一式を提出して財団の承諾を得なければならない。
- (10) 財団が必要であると認めるときは、受託者と協議の上、本契約の内容を変更することができる。
- (11) 本仕様書に特段の定めがある場合を除き、本業務の履行に係る一切の費用は、すべて本契約に含まれるものとする。
- (12) 暴力団排除に関する特約条項については、別に定めるところによる。
- (13) 作業エリア内で防疫等の支持を受けた場合は、職員の指示に従うこと。
- (14) 本仕様書に定めなき事項、もしくは疑義が生じた場合は、その都度、双方協議の上、決定するものとする。

12 担当部署

公益財団法人東京都農林水産振興財団(青梅庁舎) 事業課 青梅畜産センター
〒198-0024 東京都青梅市新町6-7-1
電話 0428-31-2171(代表)
E-mail x-promo@tdfaff.com

委託内容

1 養豚専門雑誌等への広告掲載

(1) 企画構成

新規生産農家を獲得することを目的とし、トウキョウXの種豚導入を呼びかける内容とする。

(2) 寄稿先

ア 養豚専門の月刊雑誌(養豚界、養豚の友、養豚情報等) 2 誌

イ 新聞(日本農業新聞、農業共済新聞等) 3～4 誌

なお日本農業新聞および農業共済新聞への掲載は必須とし、その他新規生産者獲得に有効と思われる新聞媒体 1～2 誌を提案し加えること。

(3) 寄稿原稿

ア 広告形式は、雑誌については 4 色 1 ページ、新聞については 2 色 5 段 1/4 (9.2×16.9cm) 以上、または同程度のサイズ以上を原則とする。記事のサイズ及び配置等においては財団と協議のうえ決定すること。なお、出稿先の媒体による制限がある場合はそれに従う。

イ 原稿は内容等を財団と協議のうえ受託者がデザイン・作成し、寄稿先の入稿基準に合わせて適宜リサイズや整版を行うこと。

ウ 最終原稿データは紙媒体および電子媒体(Microsoft Word 形式および PDF 形式)で財団に提出すること。

(4) 掲載方法

ア 半年間程度の適切な期間の中で、各誌少なくとも 1 回ずつの広告掲載を行うこと。

イ 掲載時期等については事前に財団と協議の上、決定すること。

ウ 寄稿に係る手続きは受託者が行うこと

(5) その他(自由提案)

上記(3)に掲げる寄稿先のほか、新規生産者獲得に有効と思われる広報媒体・手段を一つ以上提案すること。

2 プロモーション動画制作および情報発信

(1) 企画構成

本事業の目的を念頭に財団と協議を行い、映像構成や広告配信計画等を策定すること。策定した計画等は適宜財団に電子媒体等により提出すること。また成果物は本事業

以後においても財団が幅広くPRに活用することを前提とする。

動画は以下の3種5本を作成する。

ア システム豚トウキョウXの魅力を伝える動画

- ・動画はトウキョウX飼養およびTOKYO X生産の魅力を伝え、トウキョウXの種豚導入を呼びかける内容とする。
- ・完成品は財団が新規生産農家獲得に向けた取り組みに活用するとともに、財団公式YouTubeチャンネルや財団公式サイト等で公開する。
- ・上記で公開した動画にアクセスするQRコードを、1(2)の寄稿原稿内に適宜配置すること。なおQRコードは財団から提供したものを使用する。

イ ブランド豚肉TOKYO Xの魅力を伝える動画

- ・TOKYO Xの認知度向上および消費拡大を目的とする。
- ・動画はTOKYO Xの魅力を伝え、視聴者のTOKYO X購買、喫食を誘起する内容とする。
- ・ターゲット層(20～30代)に上質な豚肉の魅力を訴求できる適切な出演者を起用すること。起用する場合は事前に財団と協議すること。また出演者との調整等および出演料等の支払いは受託者が行うこと。

ウ ブランド豚肉TOKYO Xの魅力を伝える動画(ダイジェスト版)

- ・SNSへの広告出稿を前提に、前項イの動画のダイジェスト版を制作する。
- ・動画はセリフやカット等を変更した3バージョンを制作すること。
- ・再生開始3秒ないし5秒で特に視聴者の心を惹くよう工夫すること。

なお上記ア、イ、ウの動画の条件は以下のとおりとする。

解像度	1,920×1,080ピクセル(フルHD)以上
動画再生時間	前項アおよびイの動画は3分以上 前項ウの動画は15秒程度
フレームレート	30fps以上
ファイル形式	MP4
コーデック	映像コーデックはH.264、音声コーデックはACC-LC

その他対象媒体のアップロード条件を満たすこと。なお上記条件と対象媒体のアップロード条件が相反する場合は財団と協議のうえ変更できることとする。

(2) 映像素材の撮影等

ア 前項(1)の企画構成に基づき、必要な映像素材の取材、撮影、調達、作画等を行う。

イ イメージ的な素材の用意や動画撮影は受託者側で行い、財団の了承を得た上で使用することとするが、財団から提供する映像素材を用いることも妨げない。また著作権や肖像権に関する素材が必要な場合は適切な権利処理をした上で、全て受託者の責任により収集すること。

ウ 撮影は本事業を遂行するにあたり十分な知識および経験を有する者が行うこと。
なお現在本邦では豚熱をはじめ重大な家畜伝染病があることを十分に理解のうえ、農場に入場する場合は立ち入り先の指示に従うこと。

(3) 編集等

ア 映像の編集を行い、適宜テロップ、音楽(BGM・効果音等)、ナレーション等を挿入すること。

イ 動画 1 本につき 1 枚のサムネイル画像を作成すること。画像はテキスト挿入等、適宜編集する。なお画像形式は PNG または JPEG とし、アスペクト比は動画にあわせる。

ウ 完成までに財団による複数回の内容確認及び修正指示の機会を設けること。

(4) SNS 等を用いた消費者向け情報発信

ア 広告出稿

- ・上記(1)イで制作したショート動画およびそのサムネイル画像を用いて、Instagram への動画広告配信を行うこと。
- ・動画制作後速やかに広告配信(掲載)を行い、少なくとも 2~3 か月程度の掲載を想定するが、同程度の宣伝効果が認められる代替の掲載方式がある場合は財団と事前に協議の上、実施することも可能とする。
- ・出稿に付随して説明文等が必要になる場合は財団と協議のうえ決定する

イ その他(自由提案)

上記 Instagram への広告配信先のほか、若年層(20~30代)へ TOKYO X の魅力や価値を伝え、認知度向上に有効と思われる広報媒体・手段を一つ以上提案すること。原則は本事業で作成した動画を活用したプロモーションとするが、必要に応じその他多角的な手法・媒体を用いることを妨げない。

ウ 納品

映像が完成次第、完成した映像を DVR-R および電子媒体により納品すること。なお DVD-R はコピーガードを行わないこと。

(5) その他

制作から広告配信等に関わる一切の関係機関等への連絡調整、取材交渉、撮影許可申請、出演モデル・ナレーション起用等は必要に応じ受託者が行うこと。

3 効果検証調査の実施

受託者は、前述2(4)において実施した情報発信によるプロモーション効果を測るためスクリーニング調査を行う。

(1) 調査内容

TOKYO X の認知度に関する調査

(2) 調査対象及び調査数等

ア 調査対象: インターネット調査会社の保有パネル(若年層を中心とした一般消

費者パネル)：

イ 調査数:1,000 人(有効回答数)

ウ 調査方法 Web アンケート調査

エ その他調査項目等は財団と協議のうえ決定する。

(2)謝礼

調査に伴う謝礼については、委託費に含むものとする。謝礼は調査効果等を十分に考慮し設定すること。謝礼の設定に当たっては、事前に財団と協議し承認を得ること。

(3)報告書

ア 受託者は、調査終了後、集計結果を視覚的に見やすく図表化し、調査報告書を財団の指定する日までに提出すること。

イ その他成果物があつた場合も報告書とともに提出する。提出方法は適宜電子媒体あるいは紙媒体によること。

4 その他

(1)業務の履行に当たっては、財団及び関係者と十分に調整・協議を行うこと。

(2)契約金額には、本契約の履行に係る一切の経費を含むものとする。

東京都グリーン購入推進方針

物品等の調達に当たっては、その必要性をよく考えた上で、価格・機能・品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ少ないものを選択して購入することとする。

その際、可能な限り、原材料の採取から製品やサービスの生産、流通、使用、廃棄に至るまでのライフサイクルにおいて環境への負荷が少ないものを選択することが必要である。

特に、脱炭素化や HTTP の推進、サーキュラーエコノミーの推進に寄与する製品やサービスを積極的に選択することで、物品等の調達を通じ、全庁をあげて環境課題に対応していくことが重要である。

そこで、調達する各製品やサービスごとに、適正な価格・機能・品質を確保しつつ、以下の観点で他の製品等と比較して、相対的に環境負荷の少ないものを選択することとする。

<原材料の採取段階での環境配慮>

- ① 原材料の採取において資源の持続可能な利用に配慮されているもの
- ② 原材料が違法に採取されたものではないもの
- ③ 原材料の採取が保護価値の高い生態系に影響を与えていないなど、生物多様性の損失を引き起こしていないもの
- ④ 原材料の採取において環境汚染及び多量の温室効果ガスの排出を伴わないもの

<製造段階での環境配慮>

- ⑤ 再生材料（再生紙、再生樹脂等）を使用したもの
- ⑥ 余材、廃材（間伐材、小径材等）を使用したもの
- ⑦ 再生しやすい材料を使用したもの

<使用段階での環境配慮>

- ⑧ 使用時の資源やエネルギーの消費が少ないもの
- ⑨ 修繕や部品の交換・詰め替えが可能なもの
- ⑩ 梱包・包装が簡易なもの、又は梱包・包装材に環境に配慮した材料を使用したもの

<廃棄・リサイクル段階での環境配慮>

- ⑪ 分別廃棄やリサイクルがしやすい（単一素材、分離可能等）もの
- ⑫ 回収・リサイクルシステムが確立しているもの
- ⑬ 耐久性が高く、長期使用が可能なもの

<その他の環境配慮>

- ⑭ 製造・使用・廃棄等の各段階で、有害物質を使用又は排出しないもの
- ⑮ 製造・使用・廃棄等の各段階で、環境への負荷が大きい物質（温室効果ガス等）の使用、排出が少ないもの
- ⑯ 製造・使用・廃棄等の各段階で、生物多様性の損失を引き起こさないもの

個人情報に関する特記事項

（定義）

第1 本業務において、公益財団法人東京都農林水産振興財団（以下、「財団」という。）の保有する個人情報（以下、「個人情報」という。）とは、財団が貸与する原票、資料、貸与品等に記載された個人情報及びこれらの情報から受託者が作成した個人情報並びに受託者が財団に代わって行う本業務の過程で収集した個人情報の全てをいい、受託者独自のものと明確に区分しなければならない。

（個人情報の保護に係る受託者の責務）

第2 受託者は、この契約の履行に当たって、個人情報を取り扱う場合は、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）を遵守して取り扱う責務を負い、以下の事項を遵守し、個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他個人情報保護に必要な措置を講じなければならない。

（再委託の禁止）

第3 受託者は、この契約書に基づく委託業務を第三者に委託してはならない。ただし、委託業務全体に大きな影響を及ぼさない補助的業務についてあらかじめ財団の書面による承諾を得た場合にはこの限りでない。

2 前項ただし書きに基づき財団に承諾を求める場合は、再委託の内容、そこに含まれる情報、再委託先、個人情報管理を含めた再委託先に対する管理方法等を文書で提出しなければならない。

（秘密の保持）

第4 受託者は、第3第1項ただし書きにより財団が承認した場合を除き、委託業務の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。

2 第3第1項ただし書きにより、財団が承認した再委託先についても、同様の秘密保持に関する責務を課し、受託者が全責任を負って管理するものとする。

（目的外使用の禁止）

第5 受託者は、この契約の履行に必要な委託業務の内容を他の用途に使用してはならない。また、第3第1項ただし書きにより財団が承認した部分を除き、契約の履行により知り得た内容を第三者に提供してはならない。

（複写複製の禁止）

第6 受託者は、この契約に基づく業務を処理するため、財団から引き渡された原票、資料、貸与品等がある場合は、財団の承諾なくして複写又は複製をしてはならない。

（個人情報の管理）

第7 受託者は、財団から提供された原票、資料、貸与品等のうち、個人情報に係るもの及び受託者が契約履行のために作成したそれらの記録媒体については、施錠できる保管庫又は施錠入退管理の可能な保管室に格納するなど適正に管理しなければならない。

2 受託者は、前項の個人情報の管理に当たっては、管理責任者を定めるとともに、台帳等を設け個人情報の管理状況を記録しなければならない。

3 受託者は、財団から要求があった場合には、前項の管理記録を財団に提出しなければならない。

（受託者の安全対策と管理体制資料の提出）

第8 受託者は、委託業務の適正かつ円滑な履行を図るとともに個人情報保護に万全を期するため、

委託業務の実施に当たって使用する受託者の管理下の施設において、以下の事項について安全管理上必要な措置を講じなければならない。

- (1) 委託業務を処理する施設等の入退室管理
- (2) 財団から提供された、原票、資料、貸与品等の使用保管管理
- (3) 契約履行過程で発生した業務記録、成果物等（出力帳票及び磁気テープ、フロッピー等の磁気媒体を含む。）の作成、使用、保管管理
- (4) その他仕様等で指定したもの。

2 財団は、前項の内容を確認するため、受託者に対して、個人情報の管理を含めた受託者の安全管理体制全般に係る資料の提出を求めることができる。

（財団の検査監督権）

第9 財団は、必要があると認める場合には、受託者の作業現場の実地調査を含めた受託者の個人情報の管理状況に対する検査監督及び作業の実施に係る指示を行うことができる。

2 受託者は、財団から前項に基づく検査実施要求、作業の実施に係る指示があった場合には、それらの要求、指示に従わなければならない。

（資料等の返還）

第10 受託者は、この契約による業務を処理するため財団から引き渡された原票、資料及び貸与品等並びに受託者が収集した個人情報に係る資料等を、委託業務完了後速やかに財団に返還しなければならない。

2 前項の返還時に、個人情報に係るものについては、第7第2項に定める個人情報の管理記録を併せて提出し報告しなければならない。

（記録媒体上の情報の消去）

第11 受託者は、受託者の保有する記録媒体（磁気ディスク、紙等の媒体）上に保有する、委託処理に係る一切の情報について、委託業務終了後、全て消去しなければならない。

2 第3第1項ただし書きにより財団が承認した再委託先がある場合には、再委託先の情報の消去について受託者が全責任を負うとともに、その状況を前項の報告に含め財団に報告しなければならない。

（事故発生の通知）

第12 受託者は、委託業務の完了前に事故が生じたときには、速やかにその状況を書面をもって財団に通知しなければならない。

2 前項の事故が、個人情報の漏えい、滅失、き損等の場合には、漏えい、滅失、き損した個人情報の項目、内容、数量、事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって、速やかに財団に報告し、財団の指示に従わなければならない。

（財団の解除権）

第13 財団は、受託者の個人情報の保護に問題があると認める場合はこの契約を解除することができる。

（疑義についての協議）

第14 この取扱事項の各項目若しくは仕様書で規定する個人情報の管理方法等について疑義等が生じたとき又はこの取扱事項若しくは仕様書に定めのない事項については、両者協議の上定める。

電子情報処理委託に係る標準特記仕様書

委託者から電子情報処理の委託を受けた受託者は、契約書及び仕様書等に定めのない事項について、この特記仕様書に定める事項に従って契約を履行しなければならない。

1 サイバーセキュリティポリシーを踏まえた業務の履行

受託者は、公益財団法人東京都農林水産振興財団（以下「財団」という。）サイバーセキュリティ基本方針及び財団サイバーセキュリティ対策基準の趣旨を踏まえ、以下の事項を遵守しなければならない。

2 業務の推進体制

- (1) 受託者は、契約締結後直ちに委託業務を履行できる体制を整えるとともに、当該業務に関する責任者、作業体制、連絡体制及び作業場所についての記載並びにこの特記仕様書を遵守し業務を推進する旨の誓約を書面にし、委託者に提出すること。
- (2) (1)の事項に変更が生じた場合、受託者は速やかに変更内容を委託者に提出すること。

3 業務従事者への遵守事項の周知

- (1) 受託者は、この契約の履行に関する遵守事項について、委託業務の従事者全員に対し十分に説明し周知徹底を図ること。
- (2) 受託者は、(1)の実施状況を書面にし、委託者に提出すること。

4 秘密の保持

受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。

5 目的外使用の禁止

受託者は、この契約の履行に必要な委託業務の内容を他の用途に使用してはならない。また、この契約の履行により知り得た内容を第三者に提供してはならない。

6 複写及び複製の禁止

受託者は、この契約に基づく業務を処理するため、委託者が貸与する原票、資料、その他貸与品等及びこれらに含まれる情報（以下「委託者からの貸与品等」という。）を、委託者の承諾なくして複写及び複製をしてはならない。

7 作業場所以外への持出禁止

受託者は、委託者が指示又は承認する場合を除き、委託者からの貸与品等（複写及び複製したものを含む。）について、2(1)における作業場所以外へ持ち出してはならない。

8 情報の保管及び管理

受託者は、委託業務に係る情報の保管及び管理に万全を期するため、委託業務の実施に当たって以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 全般事項
 - ア 契約履行過程

(ア) 以下の事項について安全管理上必要な措置を講じること。

- a 委託業務を処理する施設等の入退室管理
- b 委託者からの貸与品等の使用及び保管管理
- c 仕様書等で指定する物件（以下「契約目的物」という。）、契約目的物の仕掛品及び契約履行過程で発生した成果物（出力帳票及び電磁的記録物等）の作成、使用及び保管管理
- d その他、仕様書等で指定したもの

(イ) 委託者から(ア)の内容を確認するため、委託業務の安全管理体制に係る資料の提出を求められた場合は直ちに提出すること。

イ 契約履行完了時

(ア) 委託者からの貸与品等を、契約履行完了後速やかに委託者に返還すること。

(イ) 契約目的物の作成のために、委託業務に係る情報を記録した一切の媒体（紙及び電磁的記録媒体等一切の有形物）（以下「記録媒体」という。）については、契約履行完了後に記録媒体上に含まれる当該委託業務に係る情報を全て消去すること。

(ウ) (イ)の消去結果について、記録媒体ごとに、消去した情報項目、数量、消去方法及び消去日等を明示した書面で委託者に報告すること。

(エ) この特記仕様書の事項を遵守した旨を書面で報告すること。また、再委託を行った場合は再委託先における状況も同様に報告すること。

ウ 契約解除時

イの規定の「契約履行完了」を「契約解除」に読み替え、規定の全てに従うこと。

エ 事故発生時

契約目的物の納入前に契約目的物の仕掛品、契約履行過程で発生した成果物及び委託者からの貸与品等の紛失、滅失及び毀損等の事故が生じたときには、その事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって、遅滞なく委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。

(2) アクセスを許可する情報に係る事項

受託者は、アクセスを許可する情報の種類と範囲、アクセス方法について、業務着手前に委託者から承認を得ること。

(3) 個人情報及び機密情報の取扱いに係る事項

委託者からの貸与品等及び契約目的物に記載された個人情報は、全て委託者の保有個人情報である（以下「個人情報」という。）。また、委託者が機密を要する旨を指定して提示した情報及び委託者からの貸与品等に含まれる情報は、全て委託者の機密情報である（以下「機密情報」という。）。ただし、委託者からの貸与品等に含まれる情報のうち、既に公知の情報、委託者から受託者に提示した後に受託者の責めによらないで公知となった情報、及び委託者と受託者による事前の合意がある情報は、機密情報に含まれないものとする。

個人情報及び機密情報の取扱いについて、受託者は、以下の事項を遵守しなければならない。

ア 個人情報及び機密情報に係る記録媒体を、施錠できる保管庫又は施錠及び入退室管理の可能な保管室に格納する等適正に管理すること。

イ アの個人情報及び機密情報の管理に当たっては、管理責任者を定めるとともに、台帳等を設け個人情報及び機密情報の管理状況を記録すること。

ウ 委託者から要求があった場合又は契約履行完了時には、イの管理記録を委託者に提出し報告すること。

エ 個人情報及び機密情報の運搬には盗難、紛失、漏えい等の事故を防ぐ十分な対策を講じること。

オ (1)イ(イ)において、個人情報及び機密情報に係る部分については、あらかじめ消去すべき情報項目、数量、消去方法及び消去予定日等を書面により委託者に申し出て、委託者の承諾を得るとともに、委託者の立会いのもとで消去を行うこと。

カ (1)エの事故が、個人情報及び機密情報の漏えい、滅失、毀損等に該当する場合は、漏えい、

滅失、毀損した個人情報及び機密情報の項目、内容、数量、事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって、遅滞なく委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。

キ カの事故が発生した場合、受託者は二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、委託者に可能な限り情報を提供すること。

ク (1)エの事故が発生した場合、委託者は必要に応じて受託者の名称を含む当該事故に係る必要な事項の公表を行うことができる。

ケ 委託業務の従事者に対し、個人情報及び機密情報の取扱いについて必要な教育及び研修を実施すること。なお、教育及び研修の計画及び実施状況を書面にて委託者に提出すること。

コ その他、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って、本委託業務に係る個人情報を適切に扱うこと。

9 委託者の施設内での作業

(1) 受託者は、委託業務の実施に当たり、委託者の施設内で作業を行う必要がある場合には、委託者に作業場所、什器、備品及び通信施設等の使用を要請することができる。

(2) 委託者は、(1)の要請に対して、使用条件を付した上で、無償により貸与又は提供することができる。

(3) 受託者は、委託者の施設内で作業を行う場合は、次の事項を遵守するものとする。

ア 就業規則は、受託者の定めるものを適用すること。

イ 受託者の発行する身分証明書を携帯し、委託者の指示があった場合はこれを提示すること。

ウ 受託者の社名入りネームプレートを着用すること。

エ その他、(2)の使用に関し委託者が指示すること。

10 再委託の取扱い

(1) 受託者は、この契約の履行に当たり、再委託を行う場合には、あらかじめ再委託を行う旨を書面により委託者に申し出て、委託者の承諾を得なければならない。

(2) (1)の書面には、以下の事項を記載するものとする。

ア 再委託の理由

イ 再委託先の選定理由

ウ 再委託先に対する業務の管理方法

エ 再委託先の名称、代表者及び所在地

オ 再委託する業務の内容

カ 再委託する業務に含まれる情報の種類（個人情報及び機密情報については特に明記すること。）

キ 再委託先のセキュリティ管理体制（個人情報、機密情報、記録媒体の保管及び管理体制については特に明記すること。）

ク 再委託先がこの特記仕様書の1及び3から9までに定める事項を遵守する旨の誓約

ケ その他、委託者が指定する事項

(3) この特記仕様書の1及び3から9までに定める事項については、受託者と同様に、再委託先においても遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して一切の責任を負う。

11 実地調査及び指示等

(1) 委託者は、必要があると認める場合には、受託者の作業場所の実地調査を含む受託者の作業状況の調査及び受託者に対する委託業務の実施に係る指示を行うことができる。

(2) 受託者は、(1)の規定に基づき、委託者から作業状況の調査の実施要求又は委託業務の実施に係る指示があった場合には、それらの要求又は指示に従わなければならない。

(3) 委託者は、(1)に定める事項を再委託先に対しても実施できるものとする。

12 情報の保管及び管理等に対する義務違反

- (1) 受託者又は再委託先において、この特記仕様書の3から9までに定める情報の保管及び管理等に関する義務違反又は義務を怠った場合には、委託者は、この契約を解除することができる。
- (2) (1)に規定する受託者又は再委託先の義務違反又は義務を怠ったことによって委託者が損害を被った場合には、委託者は受託者に損害賠償を請求することができる。委託者が請求する損害賠償額は、委託者が実際に被った損害額とする。

13 契約不適合責任

- (1) 契約目的物に、その契約の内容に適合しないものがあるときは、委託者は、受託者に対して相当の期間を定めてその修補による履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて損害の賠償を請求することができる。
- (2) (1)の規定によるその契約の内容に適合しないものの修補による履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて行う損害賠償の請求に伴う通知は、委託者がその不適合を知った日から1年以内に、これを行わなければならない。

14 著作権等の取扱い

この契約により作成される納入物の著作権等の取扱いは、以下に定めるところによる。

- (1) 受託者は、納入物のうち本委託業務の実施に伴い新たに作成したものについて、著作権法（昭和45年法律第48号）第2章第3節第2款に規定する権利（以下「著作権者人格権」という。）を有する場合においてもこれを行使しないものとする。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (2) (1)の規定は、受託者の従業員、この特記仕様書の10の規定により再委託された場合の再委託先又はそれらの従業員に著作権者人格権が帰属する場合にも適用する。
- (3) (1)及び(2)の規定については、委託者が必要と判断する限りにおいて、この契約終了後も継続する。
- (4) 受託者は、納入物に係る著作権法第2章第3節第3款に規定する権利（以下「著作権」という。）を、委託者に無償で譲渡するものとする。ただし、納入物に使用又は包括されている著作物で受託者がこの契約締結以前から有していたか、又は受託者が本委託業務以外の目的で作成した汎用性のある著作物に関する著作権は、受託者に留保され、その使用权、改変権を委託者に許諾するものとし、委託者は、これを本委託業務の納入物の運用その他の利用のために必要な範囲で使用、改変できるものとする。また、納入物に使用又は包括されている著作物で第三者が著作権を有する著作物の著作権は、当該第三者に留保され、かかる著作物に使用許諾条件が定められている場合は、委託者はその条件の適用につき協議に応ずるものとする。
- (5) (4)は、著作権法第27条及び第28条に規定する権利の譲渡も含む。
- (6) 本委託業務の実施に伴い、特許権等の産業財産権を伴う発明等が行われた場合、取扱いは別途協議の上定める。
- (7) 納入物に関し、第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、委託者の帰責事由による場合を除き、受託者の責任と費用をもって処理するものとする。

15 運搬責任

この契約に係る委託者からの貸与品等及び契約目的物の運搬は、別に定めるものを除くほか受託者の責任で行うものとし、その経費は受託者の負担とする。